



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



梅雨入りし、すっきり晴れなかつたりじめじめしたりしていますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。紫陽花がきれいに咲いているので、ちょこちょこと紫陽花を見に出かけています。よい気分転換です。真夏日になる日も出てまいりましたので、皆さまどうぞお気を付けてお過ごしくださいませ。

★気になる相場★

～社員への香典の相場～



【香典】	(業務上の場合)	(円)		
		勤続年数に応じて支給額を変える企業		
	一律定額支給の企業	満1年	満10年	満30年
最高額	300,000	150,000	300,000	300,000
最低額	5,000	10,000	30,000	30,000
最多回答額	100,000	50,000	100,000	100,000

\*日本実業出版社（2018年6月調査）

## ★6月のお仕事カレンダー



6/1	● 労働保険の年度更新手続きの受付開始（～7/10）
6/12	● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 ● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税（2022年12月から2023年5月分）の納付
6/30	● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

## ★重要事務手続き★



～年に一度の定例事務が必要です～

### ●労働保険料の年度更新（保険料の申告・納付）

労災・雇用保険料は、労働者に支払った賃金総額をもとに算出されるため、1年に一度、賃金を集計し保険料の申告と納付を行います。これを年度更新といい、7月10日が期限です。口座振替を利用している場合は、保険料の納付は9月です。

### ●住民税の特別徴収開始（給与からの天引き）

令和4年分の所得に対する住民税の給与からの天引きが6月から開始です。天引きした住民税は、会社が翌月10日までに納付します。納期特例の場合は、年に2回にまとめて11月と翌年5月に納付します。

## 職場のハラスメント防止対策 どうされていますか？

昨年の4月から中小企業にも施行されている職場のハラスメント防止対策。貴社ではどうされていますか。

「ハラスメント」とは、職場で起きる、相手の意に反した嫌がらせをいいます。パワハラ、セクハラ、マタハラ（出産・育児に関するハラスメント）など一定のハラスメントについては防止対策を講じることが、全ての事業主に義務付けられています。

その職場におけるハラスメント防止対策の実施状況については、「就業規則等にハラスメント禁止を明記」が、東京都の調査で最も多くなりました（605事業所からの回答で89.4%）。その他は、事業所内外に相談窓口・担当者、苦情処理機関等を設置が86.3%、ハラスメントに関する研修・講習等の実施が70.9%となっています。

防止対策に取り組むうえでの課題については、「どこまでがハラスメントに該当するか線引きが難しい」が67.1%と最多でした。「ハラスメントにならないコミュニケーションが難しく、必要以上に気にしてしまい指示が出せない」という意見も寄せられています。まずは、ハラスメントについて正しい知識を従業員に周知させ、企業のトップや幹部の意識改革を進めていくことが必要だということが分かります。

パワハラの話でいくと、パワハラ上司のタイプは2つ存在します。一つは普段のうっ憤を晴らすため、ストレス発散が目的で、標的を決めて攻撃を仕掛けるタイプ。二つ目は、自分の言動がパワハラの対象になると思っていないタイプです。部下が思ったように行動しなかったり、成果を上げられないことにいら立ちを感じて、気持ちが抑えられずに激昂してしまったりするケースです。自分では悪いことをしているという意識がないので厄介です。対象となる部下をいじめようという気持ちは全くないのです。ですがこれは、自分の思い通りにいかないことに対する腹立たしい気持ちを相手にぶつけているだけ、というのが実際のところでしょう。ですので、この2つのタイプとも、自分の感情を相手にぶつけるということは同じなわけです。

これらのパワハラを防止するには、まずは、自分の行為がパワハラに該当すると気づいてもらうこと、リスクの教育も必要です。自分がしている行為にリスクが潜んでいることを、会社としてきちんと説明して理解をさせること。そして怒鳴ったり嫌味を言ったりしても何も解決しないことも伝えます。部下が意図したように動かず、成果を上げられない原因を作っているのは、当の上司であることを理解させることが大切です。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

